

## 令和4年度滋賀県清華大学留学支援奨学金募集要項

### 1 目的

滋賀県と包括協定を締結している中国・清華大学へ短期留学・インターンシップを希望する滋賀県内の大学(大学院を含む。)に在籍する学生に対し、一定額の奨学金を支給し、日中両国の相互理解と友好交流の促進および人的ネットワークの構築に貢献できる国際的な視野を持った人材を育成する。

### 2 プログラム

- ①清華大学とのオンライン講座(中国語講座(初中級者向け)、講演)の実施
- ②清華大学・清華大学関連企業へのインターンシップ、在中国日本関係機関訪問

### 3 日程

- ①令和4年9月12日(月)～16日(金) 5日間
- ②令和5年2月下旬～3月の期間中で1週間(初日と最終日は移動日)

### 4 募集人員

6名(県全体)

### 5 支給概要

支給額	128,000円を上限						
支給対象経費	授業料、実習代および学生交流会費 (参考)必要経費について <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>①授業料</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>②実習代・ 学生交流会費</td><td>24,000円 4,000円</td></tr></tbody></table> <p>注) 1元=20円で計算</p> <p><u>※上記以外の渡航費、ビザ取得費、現地滞在費、生活費、海外旅行保険料等の諸費用は支給対象経費に該当しません。</u></p>	区分	金額	①授業料	100,000円	②実習代・ 学生交流会費	24,000円 4,000円
区分	金額						
①授業料	100,000円						
②実習代・ 学生交流会費	24,000円 4,000円						
支給方法	支給対象者の決定後、以下の通り給付します。 I 「奨学金概算払請求書」(授業料分)を提出いただきます。(8月中旬)						

	頃) II 審査後、奨学生名義の国内の口座に支給額を振り込みます。(8月下旬頃) III 「奨学金概算払請求書」(実習代・学生交流会費分)を提出いただきます。(1月上旬頃) IV 審査後、奨学生名義の国内の口座に支給額を振り込みます。(1月中旬頃) V 帰国後、「奨学金実績報告書」等を提出していただき、(帰国後2週間以内)支給額の確定を行います。
--	--

## 6 応募資格

奨学金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する方になります。

- (1) 当該年度の4月1日現在で、滋賀県内の大学(大学院を含む)に在籍していること
- (2) 当該年度の4月1日現在で、1年以上継続して滋賀県に居住していること
- (3) 清華大学への留学等で得た知識、経験等を活かして、滋賀県の国際交流の推進に貢献できること
- (4) 心身ともに健康で、在籍校の学長等の推薦を受けられること
- (5) 清華大学において学習を行うのに必要な中国語の能力(HSK2級程度)を有していること

## 7 受付期間

令和4年7月8日(金)～7月22日(金)

## 8 提出書類

- (1) 滋賀県清華大学留学支援奨学金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 応募申込書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 本人であることを確認するための書類の写し(例:マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証)
- (4) 推薦書(別記第4号様式)

## 9 提出先

所属大学担当部署経由で、県へ提出

## 10 対象者決定

各大学からの提出書類を取りまとめ、滋賀県総合企画部国際課で審査後、令和4年7月

下旬に所属する大学を通じて本人に通知します。

## 11 奨学生の責務

- (1) 留学等に関する準備・手続き等については、本人の責任において行うこと
- (2) 海外から学ぶ価値を認識し、視野を広げること
- (3) 所属大学と清華大学との懸け橋となること
- (4) 帰国後、県が実施する国際交流事業等に、可能な限り協力すること
- (5) 県奨学金奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守して学業等に専念すること

## 12 報告書等の提出

留学終了後から2週間以内に、留学等報告書（別記第6号様式）および清華大学が発行する証明書の写しを提出してもらいます。

## 13 交付の取消および返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請時の記載内容に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学や長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

## 14 スケジュール（予定）

時期	内容
7月8日～ 7月22日	各大学等にて、推薦対象者決定 各大学等から、県へ推薦
～7月下旬	県が交付対象者を決定、交付対象者に大学等を通じて通知
～8月中旬	県に「奨学金概算払請求書」（授業料分）を提出
～8月下旬	県から本人名義の国内口座に奨学金を支給
～8月下旬	清華大学に授業料の支払い完了
9月13日～17日	清華大学とのオンラインプログラムの実施
11月	留学の実施の可否を決定
1月上旬～ 2月中旬	留学手続き、留学に向けた諸準備
～1月上旬	県に「奨学金概算払請求書」（実習代・学生交流会費分）を提出
～1月中旬	県から本人名義の国内口座に奨学金を支給
～1月中旬	清華大学に実習代・学生交流会費の支払い完了

2月下旬～3月	清華大学訪問、インターンシップ、在中国日本関係機関訪問
3月	帰国、県庁表敬訪問 帰国報告
帰国後2週間以内	県に「奨学金実績報告書」「留学報告書」「清華大学が発行する証明書の写し」を提出

## 15 新型コロナウイルス感染症等への対応

当該奨学金を交付する事業における留学の実施可否については、11月時点の新型コロナウイルス感染症に関する国内外の状況を踏まえ決定します。ただし、実施が決定した場合であっても、後日安全が確保できないと想定される場合は、留学が中止となる可能性があることを留意してください。

## 16 業務の委託

2 プログラム②に関連する次の各号の業務については、清華大学関連団体が実施します。

- (1) 留学に必要な資料のとりまとめ
- (2) 清華大学との連絡調整
- (3) 現地プログラムの手配、確認および調整
- (4) 宿泊先（ホテル）の手配
- (5) 研修に関するスケジュール調整
- (6) 現地滞在中の問題解決に関するサポート

## 17 問い合わせ先

滋賀県総合企画部国際課

TEL 077-528-3062

FAX 077-521-5030

MAIL [kokusai@pref.shiga.lg.jp](mailto:kokusai@pref.shiga.lg.jp)